

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局職員給与規程等の一部を改正する規程

(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第42条の3第3項前段中「及び区役所」を削る。

附則第7項中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

(京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局給与規程の一部を改正する規程(平成28年3月31日上下水道局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第12項中「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項の次に次の1項を加える。

16 一の職員が附則第9項及び第12項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規程第19条の10の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住居につき60月を限度とする。この場合において、職員と別に定める者が同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これらの者を一の職員とみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)